

練馬区立幼稚園、小中学校および  
小中一貫教育校にお子様がいる  
保護者の皆様へ

練馬区教育委員会  
教育長 三浦 康彰

### 人権を基盤とした教育・研修等プログラムの実施について

日頃から練馬区の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

練馬区では、令和 3 年度から 5 年度にかけて毎年連続して、教職員による児童生徒への性暴力が発生しました。練馬区教育委員会ではこのことを重く受け止め、令和 5 年 12 月に「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置し、令和 6 年 10 月 3 日、提言を受けました。提言の内容を踏まえて練馬区教育委員会は、幼児児童生徒への性暴力を防止し、これまで行ってきた「未然防止」「早期発見」「初期対応」等の施策をより実効性の高いものとするため、令和 7 年度から「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」を進めてきました。令和 7 年 12 月には、学識経験者等による「性暴力等防止対策評価委員会」を開催し、教育委員会および各学校園において実施した取組を検証し、改善案の提案を受けました。これらを踏まえ、令和 8 年度も、別紙「保護者向け資料『人権を基盤とした教育・研修等プログラム』」の通りの取組を進めてまいります。

取組を充実させるためには、保護者の皆様のご協力が不可欠となります。保護者の皆様におかれましては、区の取組へのご理解とともに、幼児児童生徒への各家庭での啓発をよろしく願いいたします。

#### 【配付物】

- ・保護者向け資料「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」

#### 【本件についての問い合わせ先】

練馬区教育委員会事務局  
教育振興部 教育指導課  
電話 03-5984-5759

# 人権を基盤とした教育・研修等プログラム

～子供たちの人権が大切にされ、性暴力のない、安全安心な学校を目指して～

練馬区では、令和3年度から5年度にかけて毎年連続して、教職員による児童生徒への性暴力が発生しました。練馬区教育委員会ではこのことを重く受け止め、令和5年12月に「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置し、令和6年10月3日、提言を受けました。提言の内容を踏まえて練馬区教育委員会は、幼児児童生徒への性暴力を防止し、これまで行ってきた「未然防止」「早期発見」「初期対応」等の施策をより実効性の高いものとするため、令和7年度「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」を進めてきました。令和7年12月には、学識経験者等による「性暴力等防止対策評価委員会」を開催し、教育委員会および各学校園において実施した取組を検証し、改善案の提案を受けました。これらを踏まえ、令和8年度も、本資料の通りの取組を進めてまいります。

取組を充実させるためには、保護者の皆様のご協力が不可欠となります。保護者の皆様におかれましては、区の取組へのご理解とともに、幼児児童生徒への各家庭での啓発をよろしくお願いいたします。

## 令和8年度に実施する主な取組

- 1 教職員向け研修プログラム
- 2 幼児児童生徒向け教育プログラム
- 3 プログラム実施後の取組



# 1 教職員向け研修プログラム

全教職員を対象に、職層や教職年数に応じた研修を行い、指導を徹底していきます。

## 目標

- 1 幼児児童生徒が、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける上での、前提となる認識や指導方法等について、理解する。
- 2 幼児児童生徒一人一人は尊い存在であり、各自の人権を尊重して教育活動を行うための教職員の意識向上を図り、教職員による幼児児童生徒への性暴力が発生しないための風土を醸成する。

## 主な研修内容

- 過去に区内で発生した事案の共有
- 性暴力の未然防止
- 性暴力の早期発見とケア
- 幼児児童生徒に行う授業の趣旨の理解

## 研修の対象

- 校園長
- 副校園長
- 教務主任
- 生活指導主任
- 人権担当教員
- 初任者
- 全教職員（5月末まで）



# 2 幼児児童生徒向け教育プログラム

区立幼稚園、小学校、中学校の全幼児児童生徒を対象に「こころとからだの授業」を行います。

## 目標

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

## 実施時期・方法

- 原則毎年5～6月（練馬区性暴力等防止強化月間）全学年で、各学級担任等が1単位時間の授業を行う。（特別活動）
- ※幼稚園では日々の姿を捉えて個別に指導したり、プールの時期に一齐に指導したりするなど、柔軟な方法で取り組みます。

指導対象		幼稚園	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校
指導内容	自分の体については、性差、年齢、経済的立場、力の相違などによる関係性に関わらず平等であること	→	→	→	→	→
	自他の心と体を大切にする気持ちを醸成すること	→	→	→	→	→
	プライベートゾーンに関する知識を理解すること	→	→	→	→	→
	性暴力を受けた（受けそうになった）時の対応方法を理解すること	→	→	→	→	→
	人との適切な距離感について理解すること	→	→	→	→	→
	性暴力について理解すること	→	→	→	→	→
	性差に基づく暴力があることについて理解すること	→	→	→	→	→
	「妊娠の経過」「避妊法」「人工妊娠中絶」等の内容について理解すること	→	→	→	→	→
	性的行動に関する意思決定について理解すること	→	→	→	→	→

※文部科学省作成「生命（いのち）の安全教育」の安全教育」を基に、練馬区「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」作成

外部講師を活用した指導

外部講師を活用した指導



各学年の「**こころとからだの授業**」では、次のような活動を行います。  
自分にできることを考え、まとめていきます。

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の体は自分だけのもので大切であること、また、他人の体も大切であることを理解する。</li> <li>水着に隠れる部分は特に大切なところであり、他人に見せたり触らせたりしてはいけないことを理解する。</li> <li>嫌なことをされたときの対応方法について考える。</li> </ul>
低学年 小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の体は自分だけのもので大切であること、また、他人の体も大切であることを理解する。</li> <li>水着に隠れる部分は特に大切なところであり、他人に見せたり触らせたりしてはいけないことを理解する。</li> <li>自分だけの大切なところを守るためのルールや嫌なことをされたときの対応方法について考える。</li> </ul>
中学年 小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに学んだ、嫌な気持ちになったときの対応方法、プライベートゾーン等について、確認する。</li> <li>自分の体を触られたり見られたりして、嫌な気持ちになる場面や対応方法等について考える。</li> <li>友達と関わる際に大事にしたいことや、絶対にしてはいけないこと等を、話し合う。</li> </ul>
高学年 小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに学んだ、嫌な気持ちになったときの対応方法、プライベートゾーン等について、確認する。</li> <li>性暴力を未然に防止するためには、心と体の距離感が大切であることを理解する。</li> <li>人との適切な距離感、距離感が守られないときの対応方法等について話し合う。</li> </ul> <p>※5年生は、外部講師による「性暴力」「性差に基づく暴力」をテーマとした動画を視聴する。</p>
1年生 中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権とは何か、人権を守ること等について話し合う。</li> <li>より良い人間関係を築くためには、心と体の距離感が大切であることを理解する。</li> <li>人との適切な距離感、距離感が守られないときの対応方法等について話し合う。</li> </ul> <p>※外部講師による「性暴力」「性差に基づく暴力」をテーマとした動画を視聴する。</p>
2年生 中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権とは何か、人権を守ること等について話し合う。</li> <li>1年生の学習を振り返り、性暴力がどのような場面で起きるか確認する。</li> <li>SNS等を通じた性暴力について、事例を通して理解する。</li> </ul> <p>※保健体育科（保健分野）の授業で「妊娠の経過」「避妊法」「人工妊娠中絶」等の内容を、保護者の理解・理解を得た上で、外部講師を活用して指導する「いのちの授業」を行う。</p>
3年生 中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権とは何か、人権を守ること等について話し合う。</li> <li>1、2年生の学習を振り返り、性暴力にはどのようなものがあるか確認する。</li> <li>デートDVについて、事例を通して理解する。</li> </ul>



### 3 プログラム実施後の取組

実施内容の検証を行い、取組の改善を図り、毎年度繰り返し実施していきます。

#### プログラムの検証

- 各学校園は、報告書を教育委員会に提出します。  
また、児童生徒にアンケートを実施します。

#### 「練馬区幼児児童生徒への性暴力等防止対策委員会」の開催

- 学識経験者、医師、弁護士や校園長等で構成した委員会が、取組の検証を行います。

# 人権を基盤とした教育・研修等プログラム

～子供たちの人権が大切にされ、性暴力のない、安全安心な学校を目指して～

練馬区では、令和3年度から5年度にかけて毎年連続して、教職員による児童生徒への性暴力が発生しました。練馬区教育委員会ではこのことを重く受け止め、令和5年12月に「練馬区児童生徒への性暴力等防止特別対策委員会」を設置し、令和6年10月3日、提言を受けました。提言の内容を踏まえて練馬区教育委員会は、幼児児童生徒への性暴力を防止し、これまで行ってきた「未然防止」「早期発見」「初期対応」等の施策をより実効性の高いものとするため、令和7年度「人権を基盤とした教育・研修等プログラム」を進めてきました。令和7年12月には、学識経験者等による「性暴力等防止対策評価委員会」を開催し、教育委員会および各学校園において実施した取組を検証し、改善案の提案を受けました。これらを踏まえ、令和8年度も、本資料の通りの取組を進めてまいります。

取組を充実させるためには、保護者の皆様のご協力が不可欠となります。保護者の皆様におかれましては、区の取組へのご理解とともに、幼児児童生徒への各家庭での啓発をよろしくお願いいたします。

## 令和8年度に実施する主な取組

- 1 教職員向け研修プログラム
- 2 幼児児童生徒向け教育プログラム
- 3 プログラム実施後の取組



# 1 教職員向け研修プログラム

全教職員を対象に、職層や教職年数に応じた研修を行い、指導を徹底していきます。

## 目標

- 1 幼児児童生徒が、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける上での、前提となる認識や指導方法等について、理解する。
- 2 幼児児童生徒一人一人は尊い存在であり、各自の人権を尊重して教育活動を行うための教職員の意識向上を図り、教職員による幼児児童生徒への性暴力が発生しないための風土を醸成する。

## 主な研修内容

- 過去に区内で発生した事案の共有
- 性暴力の未然防止
- 性暴力の早期発見とケア
- 幼児児童生徒に行う授業の趣旨の理解

## 研修の対象

- 校園長
- 副校園長
- 教務主任
- 生活指導主任
- 人権担当教員
- 初任者
- 全教職員（5月末まで）



# 2 幼児児童生徒向け教育プログラム

区立幼稚園、小学校、中学校の全幼児児童生徒を対象に「こころとからだの授業」を行います。

## 目標

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

## 実施時期・方法

- 原則毎年5～6月（練馬区性暴力等防止強化月間）全学年で、各学級担任等が1単位時間の授業を行う。（特別活動）
- ※幼稚園では日々の姿を捉えて個別に指導したり、プールの時期に一齐に指導したりするなど、柔軟な方法で取り組みます。

指導対象		幼稚園	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校
指導内容	自分の体については、性差、年齢、経済的立場、力の相違などによる関係性に関わらず平等であること	→	→	→	→	→
	自他の心と体を大切にする気持ちを醸成すること	→	→	→	→	→
	プライベートゾーンに関する知識を理解すること	→	→	→	→	→
	性暴力を受けた（受けそうになった）時の対応方法を理解すること	→	→	→	→	→
	人との適切な距離感について理解すること	→	→	→	→	→
	性暴力について理解すること	→	→	→	→	→
	性差に基づく暴力があることについて理解すること	→	→	→	→	→
	「妊娠の経過」「避妊法」「人工妊娠中絶」等の内容について理解すること	→	→	→	→	→
	性的行動に関する意思決定について理解すること	→	→	→	→	→

※文部科学省作成「生命（いのち）の安全教育」の安全教育」を基に、練馬区「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」作成

外部講師を活用した指導

外部講師を活用した指導



各学年の「**こころとからだの授業**」では、次のような活動を行います。  
自分にできることを考え、まとめていきます。

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の体は自分だけのもので大切であること、また、他人の体も大切であることを理解する。</li> <li>水着に隠れる部分は特に大切なところであり、他人に見せたり触らせたりしてはいけないことを理解する。</li> <li>嫌なことをされたときの対応方法について考える。</li> </ul>
低学年 小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の体は自分だけのもので大切であること、また、他人の体も大切であることを理解する。</li> <li>水着に隠れる部分は特に大切なところであり、他人に見せたり触らせたりしてはいけないことを理解する。</li> <li>自分だけの大切なところを守るためのルールや嫌なことをされたときの対応方法について考える。</li> </ul>
中学年 小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに学んだ、嫌な気持ちになったときの対応方法、プライベートゾーン等について、確認する。</li> <li>自分の体を触られたり見られたりして、嫌な気持ちになる場面や対応方法等について考える。</li> <li>友達と関わる際に大事にしたいことや、絶対にしてはいけないこと等を、話し合う。</li> </ul>
高学年 小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに学んだ、嫌な気持ちになったときの対応方法、プライベートゾーン等について、確認する。</li> <li>性暴力を未然に防止するためには、心と体の距離感が大切であることを理解する。</li> <li>人との適切な距離感、距離感が守られないときの対応方法等について話し合う。</li> </ul> <p>※5年生は、外部講師による「性暴力」「性差に基づく暴力」をテーマとした動画を視聴する。</p>
1年生 中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権とは何か、人権を守ること等について話し合う。</li> <li>より良い人間関係を築くためには、心と体の距離感が大切であることを理解する。</li> <li>人との適切な距離感、距離感が守られないときの対応方法等について話し合う。</li> </ul> <p>※外部講師による「性暴力」「性差に基づく暴力」をテーマとした動画を視聴する。</p>
2年生 中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権とは何か、人権を守ること等について話し合う。</li> <li>1年生の学習を振り返り、性暴力がどのような場面で起きるか確認する。</li> <li>SNS等を通じた性暴力について、事例を通して理解する。</li> </ul> <p>※保健体育科（保健分野）の授業で「妊娠の経過」「避妊法」「人工妊娠中絶」等の内容を、保護者の理解・理解を得た上で、外部講師を活用して指導する「いのちの授業」を行う。</p>
3年生 中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権とは何か、人権を守ること等について話し合う。</li> <li>1、2年生の学習を振り返り、性暴力にはどのようなものがあるか確認する。</li> <li>デートDVについて、事例を通して理解する。</li> </ul>



### 3 プログラム実施後の取組

実施内容の検証を行い、取組の改善を図り、毎年度繰り返し実施していきます。

#### プログラムの検証

- 各学校園は、報告書を教育委員会に提出します。  
また、児童生徒にアンケートを実施します。

#### 「練馬区幼児児童生徒への性暴力等防止対策委員会」の開催

- 学識経験者、医師、弁護士や校長等で構成した委員会が、取組の検証を行います。